

ご存じですか？

相続登記の申請の義務化

令和6年4月1日開始

- 令和6年4月1日から、相続等や遺産分割により不動産を取得した相続人は、3年以内に相続登記を申請しなければなりません。
なお、令和6年4月1日より前に開始した相続であっても、未登記のものは対象です。
- 相当の期間を定めて申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、これらの申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象になります。
- 相続登記の申請の義務化と併せて、相続登記の申請義務を履行するための簡易な方法も新設されます。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続登記の申請の義務化に関するお問合せは、

長野地方法務局不動産登記部門	026-235-6611(代表)
長野地方法務局飯山支局	0269-62-2302(代表)
長野地方法務局上田支局	0268-23-2001(代表)
長野地方法務局佐久支局	0267-67-2272(代表)
長野地方法務局松本支局	0263-32-2567
長野地方法務局木曾支局	0264-22-2186(代表)
長野地方法務局大町支局	0261-22-0379(代表)
長野地方法務局諏訪支局	0266-52-1043(代表)
長野地方法務局飯田支局	0265-22-0014(代表)
長野地方法務局伊那支局	0265-78-3462(代表)

法務省ホームページで詳細を確認できます。 →



専門家への相続登記のご相談は → 長野県司法書士会 無料相談 (受付時間 12:00~15:00)
☎026-232-6110

ご存じですか？

自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な
遺言書を守ります

全国の
法務局で

ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

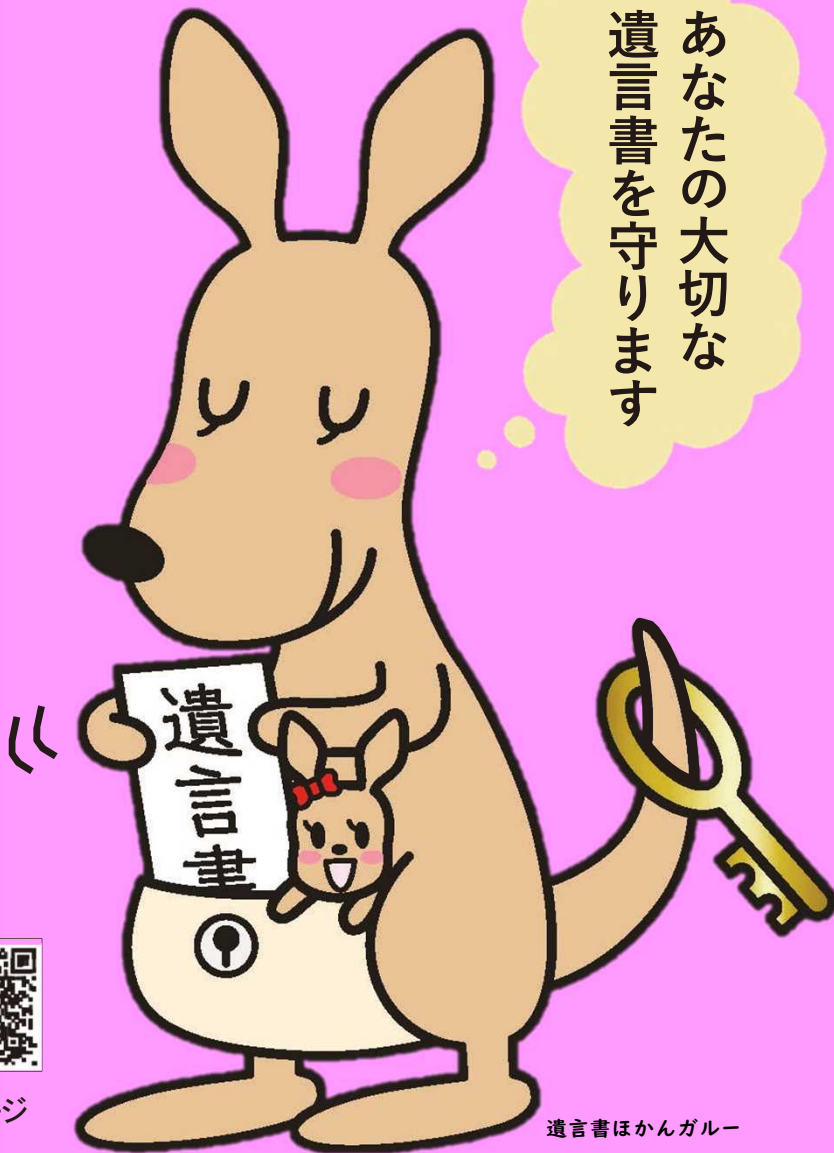
遺言書の
保管の申請には

3,900円が
かかります。

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



遺言書ほかんガルー

詳しくは、長野地方法務局供託課 または 下記の支局までお問合せください。

長野地方法務局供託課
長野地方法務局飯山支局
長野地方法務局上田支局
長野地方法務局佐久支局
長野地方法務局松本支局
長野地方法務局木曾支局
長野地方法務局大町支局
長野地方法務局諏訪支局
長野地方法務局飯田支局
長野地方法務局伊那支局

026-235-6631
0269-62-2302(代表)
0268-23-2001(代表)
0267-67-2272(代表)
0263-32-2571
0264-22-2186(代表)
0261-22-0379(代表)
0266-52-1043(代表)
0265-22-0014(代表)
0265-78-3462(代表)